

認知症対応型共同生活介護事業所あぶとの家
重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人健生会
法人所在地	広島県福山市沼隈町大字能登原字明神1436番1
電話番号	084-987-1299
代表者氏名	理事長 定藤 英治
設立年月日	平成18年8月4日

2. ご利用施設

施設の名称	認知症対応型共同生活介護事業所あぶとの家
施設の目的	介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護サービスの提供
施設の住所	広島県福山市沼隈町大字能登原字明神1436番59
施設の電話番号	084-966-3175
管理者	速水 盛悟
入居定員	18名

3. 事業の目的と運営の方針

【事業の目的】

この事業は、介護保険法に基づく、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)を運営するものとします。対象は要支援2および要介護者で、認知症の状態にある方について、共同生活住居を提供し、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護のその他の日常生活のお世話をすることにより、自立した日常生活を営むことができる環境を提供することを目的としています。

【施設運営の方針】

- ・当施設においては、入居者の意志および、人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- ・当施設においては、入居者の介護状態の軽減もしくは悪化の防止・予防に資するよう、その目標を設定し計画的に介護に努めます。
- ・当施設の運営に当たっては、地域と家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の介護保険施設、その他の保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

4. 居室・設備の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。居室への入居にあたってご希望される場合は、その旨をお申し出ください。(ただし、入居者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
居室	18室	全室個室(定員1名)
共同生活スペース	2室	各ユニット1室
浴室	2室	個別浴室(各ユニット1室)
医務室	1室	静養室
地域交流室	1室	回想室

※居室の変更：ご契約者から居室に変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその諾否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者およびその代理人と協議の上、決定するものとします。

5. ご利用料金

介護報酬の告示上の額(ただし法定代理受領の場合は、居宅介護支援サービス基準額の介護保険負担割合証に記載の負担割合によります。法定代理受領でない場合は、居宅介護支援サービス基準額相当額です)

【法定代理受領の場合】

介護保険法に基づき定められた認知症対応型共同生活介護の介護報酬額(介護保険負担割合証に記載の負担割合が入居者負担となります)

要介護度	1日あたりの利用料
要支援2	4,945円
要介護1	4,949円
要介護2	4,984円
要介護3	5,008円
要介護4	5,024円
要介護5	5,040円

上記に各種加算が算定されます。

・初期加算

入居日から30日以内の期間。1日あたり30円。

・医療連携加算(I)

重度化及び緊急時、沼隈病院と連携し対応する。1日あたり39円。

※医療連携体制加算につきましては要介護者のみが対応となります。

- ・認知症ケア加算Ⅰ（１日あたり３円）
認知症ケアに関する専門的な研修を修了している者を配置しチームとして認知症ケアを実施していること。
 - ・生活機能向上連携加算（１か月あたり２００円）
訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数２００床未満の者に限る）の理学療法士・言語聴覚士・医師が、認知症対応型共同生活介護事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同して行う。
 - ・入院時の体制
入院後３ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について再入居の受入れ体制を整えている場合。１日あたり２４６円（１月に６日を限度。）
 - ・若年性認知症利用者受け入れ加算
６４歳以下の認知症の方を受け入れた場合。１日あたり１２０円。
 - ・口腔衛生管理体制加算
歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的助言および指導を月１回以上行っている場合。１月あたり３０円。
 - ・栄養スクリーニング加算
サービス利用者に対し利用開始時および利用中６ヶ月ごとに栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士への相談含む）を計画作成担当者に文書で共有した場合。１回あたり５円。年２回。
 - ・退居時相談援助加算
退居後の利用者様に係る居宅サービス等に必要な情報を提供したとき１回に限り加算。１回を限度とし４００円。
 - ・サービス提供体制強化加算Ⅱ
介護職員等の総数の内、常勤職員を７５％以上配置した場合。
- ※上記の加算の算定については、職員の体制等により異なります。

【月額利用料】

- (１)家賃 ５４，０００円
- (２)食事材料費 ４８，０００円
- (３)管理共益費 ２４，０００円

【介護保険給付サービスの概要】

(１)食事

当施設では入居者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただけるよう配慮します。

(食事時間)

朝食：８：００～ 昼食：１２：００～ 夕食：１８：００～

(2)入浴

認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入居者の意向に応じ入浴又は清拭を行います。

(3)排泄

- ・入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- ・オムツ使用の方に対しては、適宜交換いたします。

(4)離床、着替え、整容等

- ・寝たきり防止のため、離床に配慮します。
- ・生活リズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・個人としての尊厳を配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・シーツ交換は、週に1回行います。(必要な場合は適宜交換します。)

(5)相談および援助

当施設は入居者およびその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。

(6)社会生活上の便宜

入居者の趣味又は嗜好に応じた活動を行うことが出来るよう必要な支援を提供します。

【介護保険外サービス】

(1)理美容サービス

外部業者を招き、本館の美容室あるいは居室にてサービスを受けることができます。

(2)オムツのご利用サービス

オムツを使用される方については、オムツ代金一覧をご覧ください。なお、お持ち込み頂く場合は、オムツ代金はいただきません。

(3)金銭管理サービス

金銭管理を希望される方については、別紙の金銭管理依頼契約書をご覧ください。

(4)事務管理費

貴重品管理として事務管理費を徴収させていただきます。詳細は、以下の通りです。

- ①管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- ②お預かりする物：小口現金、上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、
有価証券、年金証書

利用料金：1ヶ月あたり1,000円

(5)日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等の入居者の日常生活に要する費用で、入居者が負担することが適当であるものについては、その費用を負担いただきます。

6. お支払方法

ご利用料金については、1カ月ごとに計算し、月末締め翌月15日までに請求書を送付いたしますので、当月27日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア. あぶと健生苑窓口(事務所)での現金支払(ただし、土・日・祝日を除く平日9:00~18:00)
- イ. 指定口座からの自動引き落とし
- ウ. 銀行振り込み

7. ご利用営業日

営業は年中無休とします。

8. 職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者	1名 (計画作成担当者、介護従事者と兼務)	
介護支援専門員	1名 (計画作成担当者、介護従事者と兼務)	
計画作成担当者	2名 (内、介護職員と兼務1名、介護支援専門員と兼務1名)	
介護職員	8名 (内、管理者と兼務1名、介護支援専門員と兼務1名)	4名

9. 入退居等について

【入居の条件】

- ・ 認知症があり、要支援2および要介護1～5の認定を受けている方。
- ・ 少人数による共同生活を営むことに支障がない方。
- ・ 常時医療機関において治療をする必要がない方。

- ・他の入居者に伝染する疾患がない方。
- ・自傷他害の恐れがない方。
- ・身元引受人を立てることができる方。

【残置物引取人】

契約締結にあたり、身元引受人を定めていただきます。

また、入居契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品(残置物)を入居者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引き渡しにかかる費用については、入居者又は残置物引取人にご負担いただきます。

【契約の解除】

(入居者による解除)

入居者、および代理人は、事業者に対しいつでも1週間の予告期間において、入居利用を解除・終了することができます。

(事業者による解除)

事業者は、次の各項に該当する場合には、30日間の予告期間において、入居者およびその代理人に対して本契約に基づくサービスの利用を解除・終了することができます。

- ・3ヶ月以上支払いを遅延し、相当期間を定め督促したにもかかわらず故意に支払われない場合
- ・入居者の行動が他の入居者の生命または健康に重大な危険を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない場合。
- ・入居申込後、身上書、健康診断書に重大な不実記載があった場合、その他不正な手段により入居がなされた場合。
- ・入居者が自傷他害の恐れがあり、かつ、入居者に対する通常の介護方法では、これを防止することができないと医師の意見を聴いたうえで事業者が判断した場合。(他害においては暴言を含む)
- ・入居者の心身状況が著しく低下するなど、少人数による共同生活を営むことに支障が生じたと、医師の意見を聴いたうえで事業者が判断した場合。
- ・法的に他の入居者に精神的被害を与えると認められた行為が、継続して続く場合。
- ・身元引受人および家族による、職員に対する威嚇・脅迫行為はいかなる理由であれ容認できません。状況により当該家族の面会禁止、あるいは身元引受人に報告し、必要に応じて改善への協力を要請することがございます。その上で、身元引受人による協力が得られず、改善の見込みがない場合には、入居者ご本人に退居してもらうことがございます。
- ・他の入居者への暴言、暴力についてはその都度、身元引受人に報告し、必要に応じて改善への協力を要請することがございます。その上で、身元引受人による協力が得られず、改善の見込みがない場合には、入居者ご本人に退居してもらうことがあります。

10. 医療連携体制について

入居者の日常的な健康管理を行います。通常時および状態悪化時には医療機関(主治医)との連絡調整連携を行います。

- ・ 日常的な健康管理
- ・ 通常時および状態悪化時における主治医や医療機関との連携
- ・ 通院の介助
- ・ 記録の整備

協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人 社団 沼南会 沼隈病院
所在地	福山市沼隈町中山南469-3
電話番号	(084)988-1888

協力歯科医療機関

医療機関の名称	ひらい歯科(往診対応)
所在地	福山市道三町7-14
電話番号	(084)932-3223

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

【入居者および家族に関する秘密の保持について】

事業者は、本人または第三者の生命、身体等に危険があるなど正当な理由なしに、サービスを提供するうえで知り得た入居者または家族に関する事項を第三者に洩らしません。この守秘義務は契約が終了した後も継続します。

【個人情報の保護について】

(使用目的)

- ・ 介護保険法に関する法令に従い、入居者の介護計画を適切妥当に作成するために必要な場合。

(使用にあたっての条件)

- ・ 個人情報の提供は、上記の目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には決して洩れる事のないよう、細心の注意を払います。
- ・ 事業者以外の外部サービスに担当者等に対して、個人情報を使用した場合、会議、相手方、内容等について記録します。

(使用がありうる個人情報の内容例)

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他一切の入居者や家族個人に関する情報。
- ・ 認定調査会、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果。(認定結果通知書)
- ・ その他必要な情報。

1 2. ご家族への連絡

入居者の生活や健康状態、サービスの提供状況等は、定期的に契約者または身元引受人に連絡します。

1 3. 記録の保管

- ・事業所は、「サービス提供記録書」等の記録を作成し、サービス提供終了後5年間はこれを適正に保存します。
- ・上記書類が必要な場合は、交付いたします。

1 4. 拘束の禁止

- ・入居者は、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を受けたり、精神抑制剤を投与されることはありません。
- ・緊急やむを得ず入居者の行動を制限する場合には、その様態、時間、入居者の心身の状況、また行動の制限がやむを得ないと判断した理由を記録します。

1 5. 苦情の受付

当施設は苦情受付窓口を設置し入居者・家族からの苦情に迅速・適切に対応します。また、当施設への苦情やご意見は行政やその他苦情受付期間に相談することもできます。

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 担当者 (職名) 管理者 速水 盛悟
第三者委員 (職名) 法人監査 井上 幸生
(職名) 保育所園長 平岡 明美

○受付時間 8:30~17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

広島県国民保険団体連合会	所在地	広島市中区宝町4-23
	電話番号	(082)554-0783
	受付時間	8:30~17:15
福山市保健福祉局 長寿社会応援部 高齢者支援課	所在地	福山市東桜町3-5
	電話番号	(084)928-1064
	受付時間	8:30~17:15
福山市保健福祉局 長寿社会応援部 介護保険課	所在地	福山市東桜町3-5
	電話番号	(084)928-1166
	受付時間	8:30~17:15

1 6. 事故発生時の対応

- ・事故が発生した場合、あらかじめお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。また、必要に応じて地方公共団体など関係機関にも連絡します。

- ・事故の状況および事故に際して採った処遇について記録します。また、事故を調査した結果に基づいて、ご家族等にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。
- ・入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して損害を賠償します。但し、入居者に重大な過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または損害賠償を減額されることがあります。
- ・事故対策委員会を開催し、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- ・サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、家族への連絡など必要な措置を講じ事故の状況や事故に際して採った処置について記録し賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を行います。

以上

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

グループホームあぶとの家

説明者職名氏名

印

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護事業サービスの提供開始に同意しました。

入居者氏名

印

身元引受人氏名

印

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- ① 建物の構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上2階
- ② 建物の延べ床面積 836.05㎡
- ③ 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【特別養護老人ホーム あぶと健生苑】	平成19年6月1日指定	定員70名
【あぶと健生苑 短期入所生活介護事業】	平成19年6月1日指定	定員30名
【あぶと健生苑 通所介護事業】	平成19年6月1日指定	定員20名
【あぶと健生苑 居宅介護支援事業】	平成19年4月1日指定	

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員——入居者の日常生活の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

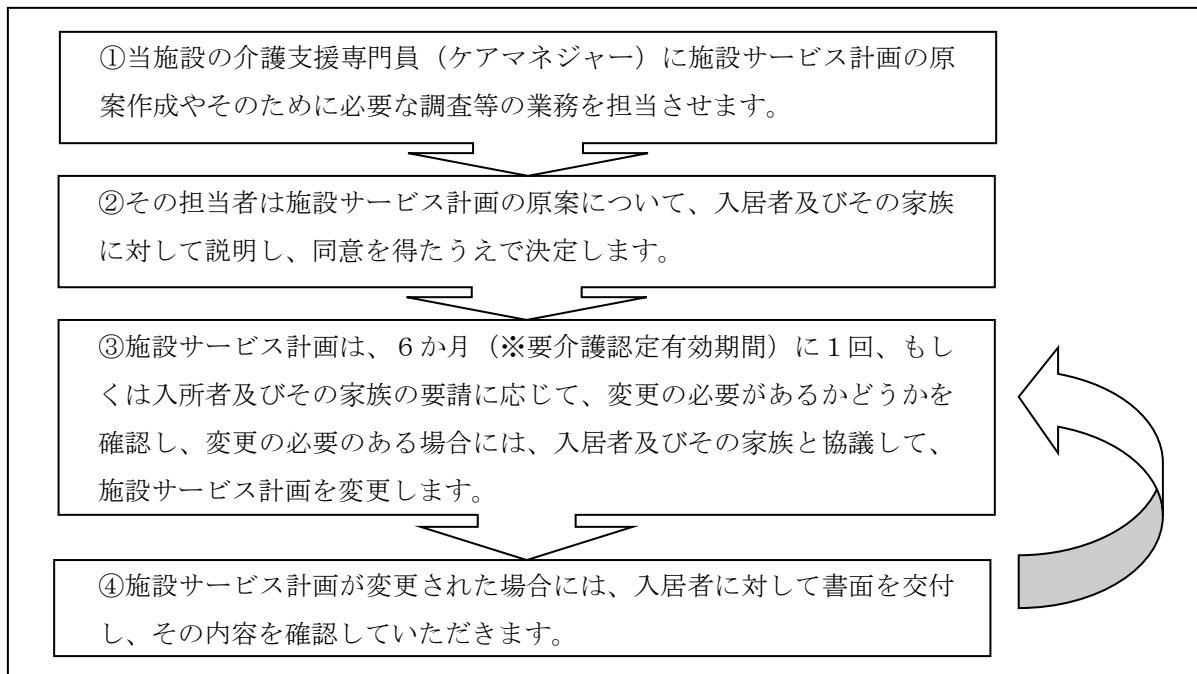
介護支援専門員——入居者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

1名以上の介護支援専門員を配置しています。

3. 契約締結からサービスまでの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、入居者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ① 入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入居者から聴取、確認します。
- ③ 入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、入居者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ 入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行いません。
ただし、入居者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するに当たって知り得た入居者又は家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。
また、入居者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、入居者の同意を得ます。

5. 当施設の利用にあたって、施設に入居されている他の入居者との共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込み

食品・物品・衣料品等を持参された際は、入居者本人に渡す前に必ず現場の職員に申告して下さい。

季節によって、また特別の状況がある場合は、持ち込むことができないものがあります。

(2) 面会

面会時間 9:00～20:00(但し、これ以外の時間に面会をご希望される方は事前に連絡ください。)

※来訪者は、面会簿に必要事項を記入して下さい。

(3) 外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

※なお、外泊期間中は、居住に係る自己負担額をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不必要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、食費に係る自己負担額は免除されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

○居室および共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただきます。

○入居者に対するサービスの実施および安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

○当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内は全館禁煙ですので喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償

- ・事業者の故意または過失によって、入居者または契約者が受けた損害について、事業者は賠償責任を負います。
- ・天災地変、火災、盗難、暴動等あるいは自由な外出中の不慮の事故等により、入居者が受けた損害については、事業者は賠償責任を負いません。